**平成２５年（フ）第１０８号**
新潟県新発田市西園町３丁目１番23号　レオネクストネオ　レグルス105、前住所新潟県胎内市東牧1208番地96
債務者　高橋　直美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第３４６号**
和歌山市新中通１丁目27番地
債務者　野下　眞穂
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３７８号**
和歌山市善明寺615番地の３　鳴滝団地21棟101号
債務者　大ちゃんラーメンこと　高森由紀子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３８０号**
和歌山市松江東４丁目11番22号
債務者　河内　　豊
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第４１１号**
和歌山市木ノ本257番地の13　ル・シャンテ木ノ本２Ｆ206号
債務者　大野裕見子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第４１７号**
和歌山県有田市千田511番地　ベルグランツⅠ203号
債務者　田中今日子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３１２号**
北海道二海郡八雲町富士見町43番地
債務者　柳谷　直勝
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第３０号**
島根県益田市駅前町４番29号
債務者　安本定男こと　安　　成甲
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
松江地方裁判所益田支部

**平成２５年（フ）第３１号**
島根県益田市大草町903番地１
債務者　平井　典子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
松江地方裁判所益田支部

**平成２５年（フ）第１６０号**
釧路市貝塚２丁目23番62号　10Ａ
債務者　畠山　耕一
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第２００号**
北海道釧路郡釧路町曙２丁目２番地３　ファーストハウスＢ号室
債務者　松尾　悦子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第２１１号**
北海道釧路郡釧路町国誉６丁目９番地５　コーポ優105号室
債務者　阿部　悌弘
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第１９４２号**
横浜市旭区中白根１丁目１番１―204号
債務者　熊井　ユリ（旧姓那須本）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１９５４号**
横浜市南区六ツ川４丁目1233番地１　ハイム花梨201
債務者　藤井　茂美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２０５０号**
横浜市磯子区杉田６丁目20番７号
債務者　山本真智子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２０５５号**
神奈川県大和市西鶴間２丁目２番11号
債務者　梅田　廣香
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部